

第8 予防行政の現況

主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習

第 8 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

「おうち時間 家族で点検 火の始末」（令和 3 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以來、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以來実施され、今日に至っている。

(6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」として的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

2 民間防火組織

(1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県では長らく本協議会の支部として活動してきたが、全国組織の解散に伴い平成 27 年 6 月からは「愛知県少年消防クラブ運営協議会」として活動を継続している。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものとして、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

愛知県では、令和 3 年 5 月 1 日現在で、839 のクラブ、140,136 名のクラブ員が活躍しており、愛知県少年消防クラブ運営指導協議会では、防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協力を図ってクラブの育成向上に努めている。（第 6-8 表「令和 2 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び第 8-1 表「少年消防クラブの状況」）

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に関する取組において積極的に活動を行っている。

県内には、令和 3 年 4 月 1 日現在 6,746 名のクラブ員を擁した 299 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（第 6-8 表「令和 2 年度消防表彰受賞者（その 5）」及び第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」）

3 自主防火体制

(1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることはできない。この制度の一

つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 ㎡以上又は非特定防火対象物で 500 ㎡以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

令和 3 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 1）」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 84.3%、また、消防計画作成届出率は 78.4%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

(2) 統括防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、平成 24 年 10 月 19 日に消防法施行令が一部改正され、管理について権原の分かれている一定の建物については、管理権原者は、協議により選任した統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成や訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けている。

統括防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当する。

令和 3 年 3 月 31 日現在の統括防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m²程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、令和 3 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

4 消防用設備等

(1) 防火対象物の実態

令和 3 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m²以上のもの）の数は、第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

(2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等

に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和49年6月1日に消防法が、また同年の7月1日及び12月2日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存適及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和62年6月6日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和62年10月2日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和63年4月1日から施行されている。同様に、平成2年3月18日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成2年12月1日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務づけられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成14年8月2日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成15年10月1日から施行されている。

近年の法令等の改正に関しては、平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で小規模飲食店のコンロを原因とした火災が大規模な市街地火災に発展し、大きな被害（焼損床面積30,213㎡、焼損棟数147棟、けが人17名）が発生したことをうけ、これまでは、飲食店等においては、延べ面積150㎡以上のものに、消火器具の設置が義務づけられていたが、消防法施行令の一部が改正され、令和元年10月1日以降は、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務づけられた。

(3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、第8-7表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導体制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。

(4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

令和3年3月31日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、第8-8表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、報告率は全体で52.9%となっており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

なお、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされている。

(5) 防災規制

防災物品の使用の現状

消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

令和3年3月31日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第8-9表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

(6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

令和2年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、第8-6表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

(7) 違反對象物に係る公表制度

消防機関が立入検査等により違反對象物を覚知した場合であっても、建物の危険性に関する情報

が、消防法に基づく公示により利用者等に提供されるまでには相当の時間を要する。このため、重大な消防法令違反のある防火対象物について、早期に利用者等にその情報を公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的とし、火災予防条例に基づき違反對象物を公示する制度が「違反對象物公表制度」である。この公表制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降、大都市の消防本部から順次導入されており、県内では名古屋市が平成 26 年 10 月 1 日から実施している。

なお、令和 2 年 4 月 1 日からはすべての消防本部で開始されている。

(8) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第 7 条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増築等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

令和 2 年度中の県内の消防同意事務処理件数は、第 8-10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、

試験に合格し消防設備士免状を交付された者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した(一財)消防試験研究センターが実施しており、令和 2 年度は試験を 1 回実施したが、受験者数等は第 8-12 表「令和 2 年度消防設備士試験実施状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から令和 2 年度までの実施状況は、第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にやり、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から(一財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、令和 2 年度までに実施した講習の受講者は第 8-14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

R3.5.1現在

区分		計		区分		計		区分		計	
団体名	クラブ数	クラブ員数	団体名	組織数	クラブ員数	団体名	組織数	クラブ員数	組織数	クラブ員数	
県計	839	140,136	知多中部 広域事務組合	28	4,686	西春日井 広域事務組合					
			半田市	13	2,149	清須市	-	-			
名古屋市	93	1,205	阿久比町	4	717	北名古屋市	-	-			
豊橋市	52	7,002	武豊町	4	839	豊山町	-	-			
岡崎市	69	18,637	東浦町	7	981						
一宮市	42	6,971	尾三 消防組合	54	10,086	蟹江町	-	-			
瀬戸市	25	5,644	日進市	13	2,906	設楽町	-	-			
春日井市	52	1,029	東郷町	9	1,449	東栄町	-	-			
豊川市	26	3,511	みよし市	12	1,925	豊根村	-	-			
津島市	4	529	豊明市	11	1,731						
豊田市	103	20,190	長久手市	9	2,075						
西尾市	35	8,523	海部東部 消防組合	6	570						
蒲郡市	7	2,100	あま市	5	395						
犬山市	14	3,174	大治町	1	175						
常滑市	5	363	海部南部 消防組合	4	150						
江南市	10	1,797	弥富市	3	107						
小牧市	25	8,521	飛島村	1	43						
稲沢市	23	460	丹羽広域 事務組合	6	431						
新城市	1	308	大口町	3	281						
東海市	18	7,049	扶桑町	3	150						
大府市	9	908	知多南部 消防組合	12	531						
知多市	15	3,940	美浜町	6	308						
尾張旭市	9	1,621	南知多町	6	223						
岩倉市	5	367	衣浦東部 広域連合	50	15,158						
田原市	22	2,724	碧南市	12	2,703						
愛西市	6	543	刈谷市	-	-						
幸田町	9	1,408	安城市	29	9,559						
			知立市	7	1,347						
			高浜市	2	1,549						

第8-2表 婦人防火クラブの状況

R3.4.1現在

区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況	区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況
	組織数	人員			組織数	人員	
県計	299	6,746	18	海部南部消防組合	-	-	
名古屋	13	817	△	弥富市	-	-	
豊橋市	46	498	○	飛島村	-	-	
岡崎市	32	531	○	丹羽広域事務組合	40	116	
一宮市	9	346	○	大口町	-	-	
瀬戸市	10	306	○	扶桑町	40	116	
春日井市	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊川市	1	26	○	南知多町	-	-	
津島市	1	17	○	美浜町	-	-	
豊田市	5	115		衣浦東部広域連合	43	1,421	
西尾市	1	64		碧南市	7	1,141	○
蒲郡市	1	25	○	刈谷市	23	84	○
犬山市	-	-		安城市	13	196	○
常滑市	-	-		知立市	-	-	
江南市	-	-		高浜市	-	-	
小牧市	57	889	○	西春日井広域事務組合	-	-	
稲沢市	-	-		清須市	-	-	
新城市	1	36	○	北名古屋市	-	-	
東海市	-	-		豊山町	-	-	
大府市	-	-		設楽町	-	-	
知多市	7	160		東栄町	2	64	
尾張旭市	1	88	○	豊根村	-	-	
岩倉市	1	76					
田原市	1	17					
愛西市	-	-					
蟹江町	-	-					
幸田町	1	28					
知多中部広域事務組合	-	-					
半田市	-	-					
阿久比町	-	-					
東浦町	-	-					
武豊町	-	-					
海部東部消防組合	2	38					
あま市	1	18	○				
大治町	1	20					
尾三消防組合	24	1,068					
豊明市	22	860	○				
日進市	-	-					
みよし市	-	-					
長久手市	1	44	○				
東郷町	1	164	○				

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

令和3.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者 選任者数 (消防法 第8条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況		
				選任 (消防法 第8条第2項)	率 (%)	計画 (消防法 第11条第1項)	作成 (消防法 第33条第3項)	率 (%)
1	イ	劇場・映画館	97	96	99.0	92	94.8	
	ロ	公会堂・集会場	3,968	3,643	91.8	3,514	88.6	
2	イ	キャバレー等	52	39	75.0	37	71.2	
	ロ	遊技場	382	367	96.1	360	94.2	
	ハ	風俗営業等	44	36	81.8	34	77.3	
	ニ	カラオケボックス等	203	198	97.5	189	93.1	
3	イ	待合・料理店	42	39	92.9	38	90.5	
	ロ	飲食店	6,589	5,434	82.5	5,168	78.4	
4		百貨店・店舗	7,072	6,030	85.3	5,750	81.3	
5	イ	旅館・ホテル	935	882	94.3	866	92.6	
	ロ	共同住宅	13,014	11,365	87.3	10,145	78.0	
6	イ	(1)	病院・診療所等	129	124	96.1	119	92.2
		(2)		67	65	97.0	59	88.1
		(3)		312	306	98.1	298	95.5
		(4)		951	835	87.8	797	83.8
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	1,808	1,738	96.1	1,662	91.9
		(2)	救護施設	2	2	100.0	2	100.0
		(3)	乳児院	4	4	100.0	4	100.0
		(4)	障害児入所施設	12	12	100.0	10	83.3
		(5)	障害者支援施設	237	212	89.5	201	84.8
	ハ	(1)	老人デイサービス施設等	744	708	95.2	673	90.5
		(2)	更正施設	26	26	100.0	26	100.0
		(3)	助産施設、保育所等	1,680	1,634	97.3	1,561	92.9
		(4)	児童発達支援センター等	76	70	92.1	64	84.2
		(5)	身体障害者福祉センター等	375	349	93.1	336	89.6
	ニ	幼稚園等	430	427	99.3	418	97.2	
7		学校	2,388	2,293	96.0	2,151	90.1	
8		図書館	178	175	98.3	163	91.6	
9	イ	蒸気・熱気浴場	28	26	92.9	25	89.3	
	ロ	公衆浴場	32	29	90.6	26	81.3	
10		停車場	47	43	91.5	36	76.6	
11		神社・寺院	1,483	1,253	84.5	1,170	78.9	
12	イ	工場・作業所	2,960	2,789	94.2	2,495	84.3	
	ロ	映画スタジオ	4	4	100.0	4	100.0	
13	イ	駐車場	13	12	92.3	10	76.9	
	ロ	航空機格納庫	6	5	83.3	5	83.3	
14		倉庫	530	486	91.7	448	84.5	
15		事務所	4,785	4,066	85.0	3,819	79.8	
16	イ	複合用途(特定)	12,799	8,885	69.4	8,152	63.7	
	ロ	複合用途(非特定)	3,315	2,477	74.7	2,251	67.9	
16の2		地下街	8	3	37.5	1	12.5	
17		文化財	44	41	93.2	40	90.9	
計			67,871	57,228	84.3	53,219	78.4	

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

令和3.3.31現在

区分	項目		統括防火管理 実施対象物数	統括防火管理者選任届出状況	
				統括防火管理者選任届出数	届出数 %
1	イ				
	ロ		2	2	100.0
2	イ		2	1	50.0
	ロ		2		
	ハ		10	10	100.0
	ニ		2	1	50.0
3	イ				
	ロ		148	132	89.2
4			30	21	70.0
5	イ		27	26	96.3
	ロ		77	59	76.6
6	イ	(1)	2		
		(2)			
		(3)	2	2	100.0
		(4)	6	4	66.7
	ロ	(1)	9	8	88.9
		(2)			
		(3)	1	1	100.0
		(4)			
		(5)	1	1	100.0
	ハ	(1)	4	4	100.0
		(2)			
		(3)	1	1	100.0
		(4)			
		(5)			
ニ					
7			3		
8					
9	イ				
	ロ				
10					
11			1		
12	イ		3	1	33.3
	ロ				
13	イ				
	ロ				
14			1		
15			112	100	89.3
16	イ		4,647	4,264	91.8
	ロ		662	602	90.9
16の2			16	16	100.0
16の3			1	1	100.0
合計			5,772	5,257	91.1

第8-4表 防火対象物数の状況

令和3.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2		3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19												
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ		イ	ロ	イ							ロ					イ	ロ	イ			ロ	イ						ロ											
							(1)		(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)			(5)	(1)			(2)	(3)	(4)	(5)																					
							(1)		(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)			(5)	(1)			(2)	(3)	(4)	(5)																					
県計	285,059	146	3,750	59	480	59	214	56	6,076	10,540	1,374	99,054	337	119	449	3,272	1,975	2	8	19	369	1,227	6	2,034	243	1,057	724	7,719	317	37	104	247	3,980	42,229	16	2,028	30	23,724	28,608	23,718	18,420	8	1	202	22	
地上5階以上のもの	30,588	7	32	2	29	16	27		131	99	509	18,413	197	23	128	35	161					7	41		3		7	534	5	1		1	25	356	3	82		214	2,442	4,296	2,759			3		
地下を有するもの 及び地階のみのもの	9,472	17	88	2	24	10	16	5	141	158	215	2,316	44	6	100	52	69					13	23		31	2	19	34	487	54	5	3	106	212	255	3	129		120	2,079	1,947	669	8	1	9	
市計	270,669	138	3,467	55	452	59	203	55	5,708	9,945	1,064	94,955	322	112	437	3,092	1,866	2	8	19	352	1,145	5	1,891	225	999	705	7,417	289	36	102	238	3,713	39,618	15	1,950	10	21,829	27,093	22,831	18,021	8	1	195	22	
地上5階以上のもの	30,068	7	32	2	28	16	27		131	99	470	18,065	193	23	124	33	154					7	40		3		7	530	5	1		1	25	338	3	78		205	2,416	4,258	2,744			3		
地下を有するもの 及び地階のみのもの	9,271	17	82	2	23	10	16	5	137	155	172	2,285	44	5	97	50	68					11	20		29	1	19	34	479	53	5	3	106	209	243	3	128		118	2,021	1,938	665	8	1	9	
名古屋	98,605	31	497	12	97	42	69	11	1,425	2,291	340	41,215	58	15	170	840	628		1	3	102	280	1	542	41	246	226	2,472	39	18	48	146	998	8,785	12	386	3	5,150	9,480	10,897	10,935	6		35	12	
地上5階以上のもの	19,871	2	18	1	22	15	23		99	59	231	11,244	28	2	66	20	78					1	21		3		4	341	3	1			23	105	3	32		111	1,795	3,282	2,235			3		
地下を有するもの 及び地階のみのもの	6,155	6	27	1	12	8	13	3	79	83	103	1783	16	2	51	24	39					7	11		13		9	19	288	11	4	2	102	123	68	3	70		56	1061	1528	517	6		7	
豊橋市	14,139	10	218	5	40		12	1	445	651	37	4590	10	5	18	184	53		2	1	19	81		102	6	77	39	412	10	3	4		155	2311	1	170		1637	1453	965	394		1	14	3	
地上5階以上のもの	835		1				2		16	6	19	453	6	1	4	3	3					1	2				1	30							13		1	9	57	148	59					
地下を有するもの 及び地階のみのもの	281	1	2		1		1		17	7	5	16	3		1	3	3									2	18	3				8	4		8		4	87	72	14		1				
岡崎市	13,692	9	273	5	32	1	9	2	315	543	38	4725			36	178	73		1	3	25	52		97	13	49	65	430	17	3	3	7	340	1857		152		1123	1540	977	663				36	
地上5階以上のもの	893	1	2					2	7	20	590			11		3						1	2					20	1			2	15		2		2	81	75	56						
地下を有するもの 及び地階のみのもの	354	1	4		1			9	8	5	69			4	4	2										2	5	20	5			14	13		6		6	98	49	29						
一宮市	12,018	6	186	5	62	10	20	4	450	739	80	3047	10	47	28	115	132			1	30	91	1	93	16	77	50	254	7		19	1	212	2740		53		890	1031	1007	489			14	1	
地上5階以上のもの	843		2		1	1	1		3	13	16	564	4	20			7					1	2				1	4					15		1	10	51	97	29							
地下を有するもの 及び地階のみのもの	96		2		1		1		2	2	9	2	1	7		1												1	1			1	8		2		4	30	19	2						
瀬戸市	4,491	4	60		7		1		62	156	10	899	4		7	43	52					4	22		30	6	17	13	167	18		2	3	74	1265		59		468	440	331	263			1	3
地上5階以上のもの	253										2	198	2		4							2							3					2		2		1	10	16	11					
地下を有するもの 及び地階のみのもの	152		1					1	7	2	19			1	3							2				2	2	14	4			4	18		4		12	28	19	9						
半田市	4,414	3	53		12		4	2	185	195	16	1250	1	2	5	51	39	1				9	17		31	9	37	16	103	3		1	4	34	680		63		562	594	321	110			1	
地上5階以上のもの	247								1	10	158	1		3		3						1														1		3	15	29	21					
地下を有するもの 及び地階のみのもの	76	1						1	1	1	10					1	2											3	1			1	3		1		2	40	7	1						
春日井市	10,640	4	141	4	17	1	12		204	410	17	4176	1	2	19	158	82	1		2	13	48	1	70	11	35	41	289	4		3	4	83	1660	1	89	1	960	859	746	460	1		10		
地上5階以上のもの	974		1					1	1	9	744			8	1	9						1	2						16					18		1		5	29	77	51					
地下を有するもの 及び地階のみのもの	219		2					6	6	3	46			6	4	1						2			3		1	17	2			5	13		4		7	68	18	4	1					
豊川市	6,227	5	127		11		5	6	120	323	17	1979	6		16	72	66			1	20	39		72	8	32	19	183	4			4	91	1335		55		602	550	265	187			7		
地上5階以上のもの	200									10	126	1		3	1	2						1	3						1					6		3		3	11	14	15					
地下を有するもの 及び地階のみのもの	71		2					3	1	1	9			2	1	3						2							4	1					3		1		19	9	1					

第8-4表 防火対象物数の状況

令和3.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2			3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19												
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ		ロ	イ	ロ	イ						ロ				ハ	ニ	イ	ロ			イ	ロ						イ	ロ	イ	ロ								
													(1)	(2)	(3)	(4)			(1)	(2)			(3)	(4)	(5)	(1)			(2)	(3)						(4)	(5)										
津島市	2,083	4	23	4		2	1	69	102	2	597	3	1	4	41	23			9	9		14	2	24	6	65	1			49	332		13	179	192	194	107		11								
地上5階以上のもの	95								1	1	63	2				4			1							2					1			1	6	5	8										
地下を有するもの 及び地階のみのも	17		1	1				1											1	1																											
碧南市	3,111	2	54	4		1		42	125	9	705	3		4	38	13			1	14		22	1	7	10	61	5		2	1	67	725		25	381	384	199	206									
地上5階以上のもの	88		1							2	63	1		1																		5			3	9	1	2									
地下を有するもの 及び地階のみのも	43	1	2					1		2	4	1		1					2	2						2	2			3	3			1	14	5	1										
刈谷市	5,906	5	51	1	11	4	5	157	252	12	2,378	2	1	11	85	39			3	5	21		51	5	10	5	153	11	1	1	6	82	862		67	383	681	380	165								
地上5階以上のもの	431	1	1					5		11	272			3		5											3					11		7	3	65	33	11									
地下を有するもの 及び地階のみのも	118	1	5	1	1			1	3	1	15	1		3	2	1			1							3				1	12			1	51	11	2										
豊田市	15,588	9	371	3	29	1	4	2	316	591	87	4,846	22	1	20	165	76			1	10	33	1	109	3	69	35	526	25	3	13	261	2,485		258	1	1,019	1,843	1,275	1,069			4	2			
地上5階以上のもの	1,042		1	2				2	2	25	675	7		2		1											27					19		14	1	84	115	65									
地下を有するもの 及び地階のみのも	446	1	13	4	1			5	12	9	65	6		8	1							2		3	2	28	2			7	37		12	5	132	58	32			1							
安城市	6,233	5	103	3	11		9	4	118	286	15	2,216			8	85	44			8	24		59	3	20	19	152	2		3	61	1,283		70	550	534	327	210			1						
地上5階以上のもの	540		1	1					3	14	383			2	2	6											3					4		5	1	31	50	33									
地下を有するもの 及び地階のみのも	59		2	1	1				1	3	7			1													1				2	5		1		21	9	4									
西尾市	5,659	2	160	2	10		2	1	148	279	38	1,212	3	5	6	88	40						12	45		45	8	35	6	157	11	3		1	131	1,237		32	682	676	387	179			16		
地上5階以上のもの	115								1	12	64	1		2		2											1					6						12	11	2							
地下を有するもの 及び地階のみのも	79		1						2	2	8																1				1	3				2	5		4	40	6	1					
蒲郡市	3,262	8	101	1	7		3		127	163	113	659	1	2	3	54	30						9	18		29	2	23	3	93	4	2	3	52	842		21	344	223	255	66	1					
地上5階以上のもの	131	1							1	2	32	63			1		1											6					1			1	8	9	5								
地下を有するもの 及び地階のみのも	28									9	4	1					1						1			1					2			2					3	3		1					
犬山市	2,552	5	29		11		2		56	88	17	650	2	10	7	28	26			2	1	9	15	1	17	5	10	6	86	47	1	2	56	442		18	224	258	241	164			16				
地上5階以上のもの	116		1							6	64	1		1		2																	1			3	5	17	8								
地下を有するもの 及び地階のみのも	69	1	2	1				1	1	3	5		1	1		1						1			1		7	2			5	2		1			12	13	7			1					
常滑市	2,292	2	42	4		2		60	144	17	460				31	14							52		4		1	2	52	8	1	8	68	551		22	2	291	306	122	25			1			
地上5階以上のもの	95	1								10	52				1																		1		1			15	9	5							
地下を有するもの 及び地階のみのも	36	1								1	1					2	1										2					1		4		1		1	20								
江南市	3,069	2	64	3	9		2	1	144	164	1	908			7	60	26					7	22		25	9	23	4	108	1	3	2	60	394		13	201	210	340	246			9	1			
地上5階以上のもの	215										188			1		4												2					3			1	2	11	3								
地下を有するもの 及び地階のみのも	24		2						1		4																									2	9	3	1								

第8-4表 防火対象物数の状況

令和3.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2		3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19													
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ		イ	ロ	イ				ロ				ハ			ニ	イ	ロ	イ			ロ	イ						ロ	イ	ロ										
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)			(5)	(1)																			(2)	(3)	(4)	(5)						
		イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ			ロ	イ			ロ	イ	ロ	イ			ロ	イ						ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ						
小牧市	6,952	4	87	9		3		120	256	15	1,979	1	3	7	63	37		1		7	19		33	9	19	22	153	5	1			81	1,479	52	2	1,171	713	383	217			1					
地上5階以上のもの	381		1					1	9	231	1		1	1	2						2						3						22			24	21	38	24								
地下を有するもの及び地階のみのもの	89		3	1				1	2	2	8			1												4					5	5		4	2	29	17	5									
稲沢市	4,228	4	83	11		5	10	97	178	13	1,150	2	2	14	71	52			1	3	17		48	8	25	8	140	8		1	3	142	771		29	395	436	257	237			7					
地上5階以上のもの	250					1				4	185	1		3	3												2				1		10				14	16	10								
地下を有するもの及び地階のみのもの	45										3			1	1												2	1			2	3				27	3	2									
新城市	2,132	1	68	3			4	83	128	76	277	4	1	3	28	17				1	19		28	7	16	1	105	10		1	3	46	504		31	156	312	160	37			2					
地上5階以上のもの	20									4	12	1																										2	1								
地下を有するもの及び地階のみのもの	28	1	1					4		7	1	2															2				2						6	1	1								
東海市	4,523	3	59	1	10		6	115	200	9	1,409	30		1	40	20				2	13		37	1	9	10	100	3	2		2	50	716		51	497	813	202	110			2					
地上5階以上のもの	314		1							5	226	1		1	1													4						16		5	1	15	26	12							
地下を有するもの及び地階のみのもの	83		2					5	1	18	1			1	1							2				1	4	1			5	2	2				30	5	2								
大府市	3,734	1	49	1	6		4	1	90	177	6	1,102	130	3	7	46	19		1	1	7	11		31	4	18	8	62	1	2	2	44	900		27	276	325	264	108								
地上5階以上のもの	173				2					4	119				1	2												3					5			2	8	20	7								
地下を有するもの及び地階のみのもの	68		1					1	1		19	5			3												4	1			1	7	1				12	12									
知多市	2,384		72	1		1	2	37	72	8	902	2	1	3	36	21					2	15		21	5	7	5	63	3			3	45	280		21	179	326	178	73							
地上5階以上のもの	141										106	1																1					15		1	11	2	2	2								
地下を有するもの及び地階のみのもの	47		2								10	1															1	1	1		1	3	1					21	4								
知立市	2,590	1	37	1		3		59	105	8	1,245		3	4	20	14				3	7		17	4	4	6	56	2	1		1	32	250		16	117	211	189	174								
地上5階以上のもの	236								1	5	181			1														4					4				6	21	13								
地下を有するもの及び地階のみのもの	37	1				1				1	10		1														1				1	3					6	9	3								
尾張旭市	2,299	1	39	1	3		1	48	106	3	837	1			48	28						12	17	4	11	7	70	2		1	1	26	243		9	182	190	260	148								
地上5階以上のもの	177							1		2	133	1				2												1				3					9	17	6								
地下を有するもの及び地階のみのもの	44							1		11	1																1	4	1		1	1	4				1	12	6								
高浜市	1,759		14	5		2		26	92	1	613	1			22	13					4		10	2	6	5	31	2	1		9	424		10	200	127	80	59									
地上5階以上のもの	53									36	1				1																	3				1	3	5	3								
地下を有するもの及び地階のみのもの	9																										1	1								1	1	5									
岩倉市	1,892		25	3				59	87	3	866	1		1	35	11					2	6		17	1	4	2	40	1			33	209		4	143	97	198	44								
地上5階以上のもの	179								1	145	1				1																	1				1	2	19	7								
地下を有するもの及び地階のみのもの	2																																			1	1										

第8-4表 防火対象物数の状況

令和3.3.31現在

区分 団体名	合計	1		2			3		4	5		6					7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の2	16 の3	17	18	19														
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ		ロ	イ	ロ	イ						ロ					ハ					ニ																				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			(1)	(2)			(3)	(4)	(5)	ニ																							
南知多町	956		28		2		1		30	36	178	117	5				4	6				1	3			6	2	3		11	3			51	135		5	118	81	108	20			2					
地上5階以上のもの	51										24	18					1																						6	1									
地下を有するもの 及び地階のみのもの	66		2								36	13												1	2														4	4	3								
美浜町	794		25		3		2		42	39	26	323	2	1			7					2	6			8		1		14	2			31	74		2	33	63	75	12			1					
地上5階以上のもの	11										2	3	1																	2										1	1								
地下を有するもの 及び地階のみのもの	15								2		3																			3								1	5	1									
武豊町	1,459		18		4		1		31	53	13	393		1	2	17	11						7			14		6		25	2			1	14	309		6	262	175	70	24							
地上5階以上のもの	51										2	36			1		1																									5		1	3	2			
地下を有するもの 及び地階のみのもの	16				1						1			1	2								1																				8	1					
幸田町	1,397		31	3	3		1		24	78	6	395			4	20	12					2	21			22	3	7	6	39	2			3	41	261		9	101	182	59	62							
地上5階以上のもの	26										3	16			1																												1	2	2				
地下を有するもの 及び地階のみのもの	33		2						1		2	5			1							1			2				1	1														15					
設楽町	268		15		1				1	7	42	14					3	5					2			5		3		22	3			3	16		3	23	54	43	3								
地上5階以上のもの																																																	
地下を有するもの 及び地階のみのもの																																																	
東栄町	154	1	10		2				6	8	12	7					4	2				1	2					1		2	5			10	10		1	13	22	33	2								
地上5階以上のもの	1															1																																	
地下を有するもの 及び地階のみのもの																																																	
豊根村	79		7						5	2	15	1					2	2				2						1		3	1		2		6			7	12	6	3				2				
地上5階以上のもの																																																	
地下を有するもの 及び地階のみのもの																																																	

第8-5表 中高層建築物数の状況

令和3.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	102,709	50,667	21,455	10,643	4,882	3,990	3,105	1,838	1,946	1,239	651	554
名古屋市	54,681	23,432	11,378	5,994	3,144	2,774	2,080	1,402	1,503	874	480	408
豊橋市	3,592	2,100	657	439	134	91	60	23	30	14	4	12
岡崎市	3,882	2,142	847	376	136	86	92	44	40	35	16	12
一宮市	3,591	1,994	754	311	146	91	107	42	57	33	16	17
瀬戸市	1,044	640	151	110	36	23	26	13	10	14	5	4
半田市	1,045	585	213	66	58	33	35	14	12	10	1	6
春日井市	3,520	1,827	719	516	140	86	90	26	28	42	16	13
豊川市	1,213	757	256	92	42	21	19	8	4	3	4	2
津島市	465	264	106	34	18	14	6	3	3	3	4	
碧南市	591	385	118	54	9	10	5	4	2	2		2
刈谷市	1,960	1,045	484	156	76	60	35	27	10	12	14	9
豊田市	4,048	2,094	912	430	176	129	102	34	48	30	17	14
安城市	1,999	992	467	188	69	69	60	26	26	19	12	6
西尾市	904	612	177	58	28	10	4	3	3	3		1
蒲郡市	914	624	159	50	25	17	14	7	7	3	5	1
犬山市	654	400	138	47	32	9	11	3	8	4		
常滑市	394	226	73	31	17	11	12	10	3	2	2	3
江南市	836	460	161	151	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,687	920	386	148	57	49	35	23	18	21	11	3
稲沢市	1,097	597	250	97	36	25	34	9	13	12	8	3
新城市	205	139	46	8	9	1	2					
東海市	1,379	775	290	139	47	40	23	20	15	7	3	4
大府市	1,004	595	236	65	22	31	16	6	4	6	2	4
知多市	617	360	116	96	19	9	6	2	3	5		
知立市	902	488	178	143	22	18	20	5	9	3	5	1
尾張旭市	771	441	153	48	39	36	27	4	2	10	4	2
高浜市	366	218	95	31	7	7	1	1	1	1		1
岩倉市	658	348	132	102	18	17	10	10	6	3	3	2
豊明市	743	414	137	99	20	31	11	8	5	3	3	2
日進市	845	476	133	67	39	35	33	11	15	6	4	6
田原市	281	184	61	18	11	3	2	1	1			
愛西市	200	142	38	9	2	3	1		2	1		1
清須市	632	299	207	56	22	16	13	3	5	4	2	1
北名古屋市	918	593	194	55	28	11	12	6	5	5	2	2
弥富市	326	204	58	17	21	7	8	1	5	3		
みよし市	479	282	99	39	16	10	15	4		9	2	1
あま市	646	399	139	37	23	16	13	4	5	8		
長久手市	754	450	155	36	33	26	9	7	7	7	1	6
東郷町	270	151	28	49	9	7	17	1	2	3	1	
豊山町	191	118	36	19	3	6	2	2		4		
大口町	160	71	67	15	4	3						
扶桑町	192	135	46	4	3	2		1		1		
大治町	308	205	69	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	389	226	71	27	18	10	12	2	10	2	1	
飛鳥村	108	81	19	6	2							
阿久比町	104	55	23	20	1	1		1	1	1	1	
東浦町	210	118	33	22	11	7	7	2	2	4	1	
南知多町	267	167	49	14	12	5	7	1	6	1		1
美浜町	128	95	22	5	3	2		1				
武豊町	273	163	59	24	15	6	2	2	1			1
幸田町	242	162	54	10	3	3	2	1	3	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

令和3.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階 以上
県計	863	703	19	18	21	17	19	12	9	7	7	7	37
名古屋市	601	486	14	8	18	13	8	8	8	6	5	6	31
豊橋市	18	4	1	1	2			1					1
岡崎市	23	22	1	5			4						1
一宮市	10	10			1		1	1					
瀬戸市	6	6											
半田市	2	9		1									
春日井市	7	10											
豊川市	3	2											
津島市	10												
碧南市													
刈谷市	16	13	1							1			1
豊田市	24	32				2	2	1					1
安城市	33	25		1		1	2		1		1	1	
西尾市	1	3					1						
蒲郡市		1				1							
犬山市		2											
常滑市	2	2											
江南市	11	4											
小牧市	10	4	1										1
稲沢市	6	6		1									
新城市													
東海市	8	7	1										
大府市	7	10											
知多市		1											
知立市	5	4						1					
尾張旭市		5											
高浜市	3												
岩倉市	4	2		1									
豊明市	4	6											
日進市	10	8					1				1		
田原市													
愛西市	1												
清須市	4												
北名古屋市	5												
弥富市	1	1											
みよし市	2												
あま市	1	1											
長久手市	5	12											
東郷町	1	1											
豊山町	1												
大口町													
扶桑町													
大治町	4												
蟹江町	7	3											
飛島村													
阿久比町													
東浦町	3												
南知多町	3												1
美浜町													
武豊町													
幸田町	1	1											
設楽町													
東栄町													
豊根村													

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

令和3.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査				
	総数	地上5階未満 (地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち	うち	うち	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物 令和2年度中	検査済 令和2年度中		
					地下1階	地下2階	地下3階以上							
1	イ	146	139	7	146	15	2			42	126	23	19	
	ロ	3,750	3,718	32	3,750	85	2	1		977	1,826	146	92	
2	イ	59	57	2	59	1	1			18	23	2	2	
	ロ	480	451	29	480	23	1			170	369	60	40	
	ハ	59	43	16	59	10				28	41	1	1	
	ニ	214	187	27	214	15	1			77	206	19	18	
3	イ	56	56		56	5				29	37			
	ロ	6,076	5,945	131	6,076	136	5			2,370	1,823	107	78	
4		10,540	10,439	99	10,538	143	10	3	2	3,026	4,930	345	281	
5	イ	1,374	865	509	1,374	187	25	3		438	1,330	125	113	
	ロ	99,054	80,629	18,413	99,042	2,171	123	10	12	12,115	36,499	1,268	1,100	
6	イ	(1)	337	140	197	337	43	1			28	164	24	23
		(2)	119	96	23	119	6				20	91	7	6
		(3)	449	321	128	449	90	9	1		88	388	64	55
		(4)	3,272	3,237	35	3,272	49	3			350	1,518	95	84
	ロ	(1)	1,975	1,814	161	1,975	67	1	1		452	1,871	145	126
		(2)	2	2		2					2	2		
		(3)	8	8		8					2	10	1	1
		(4)	19	19		19					5	20	2	2
		(5)	369	362	7	369	13				78	371	60	52
	ハ	(1)	1,227	1,186	41	1,227	23				306	708	54	41
		(2)	6	6		6					2	5		
		(3)	2,034	2,031	3	2,034	30	1			364	1,566	159	125
		(4)	243	243		243	2				62	84	12	11
		(5)	1,057	1,050	7	1,057	18	1			279	721	144	139
	ニ	724	724		724	34				171	581	29	18	
	7		7,719	7,182	534	7,716	447	32	5	3	617	4,386	406	311
	8		317	312	5	317	45	9			51	185	27	19
	9	イ	37	36	1	37	5				8	32	4	4
ロ		104	104		104	3				12	26	1		
10		247	234	1	235	15	60	19	12	31	165	48	46	
11		3,980	3,953	25	3,978	201	8	1	2	380	1,224	30	28	
12	イ	42,229	41,870	356	42,226	243	6	3	3	4,303	17,207	1,027	793	
	ロ	16	13	3	16	3				1	5	1	1	
13	イ	2,028	1,933	82	2,015	100	15	1	13	350	1,063	64	48	
	ロ	30	30		30					4	27	4	3	
14		23,724	23,505	214	23,719	112	3		5	2,499	7,946	350	261	
15		28,608	26,153	2,442	28,595	1,741	241	84	13	3,817	9,845	897	731	
16	イ	23,718	19,416	4,296	23,712	1,650	210	81	6	6,884	14,662	1,261	1,087	
	ロ	18,420	15,655	2,759	18,414	622	32	9	6	2,096	6,523	269	241	
16の2		8							8	6	17	10	10	
16の3		1							1		1			
17		202	199	3	202	7	2			34	46	11	6	
18		22	22		22					4	12			
19														
20														
合計		285,059	254,385	30,588	284,973	8,360	804	222	86	42,596	118,682	7,302	6,016	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	対象 物数	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用					うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	133	129		3			1	8	8					
	ロ	1,860	1,720	11	140				18	18					
2	イ	27	26	3	1										
	ロ	418	413	5	4			1	2	2					
	ハ	52	50	4	2										
	ニ	219	219	5											
3	イ	38	36	3	2										
	ロ	1,991	1,903	71	79			9	2	2					
4		5,153	5,046	96	96			11	31	29		2			
5	イ	1,396	1,385	50	9		1	1	20	20					
	ロ	37,220	25,618	173	11,538	36		28	6	5		1			
6	イ	(1)	185	184	1	1				17	16		1		
		(2)	87	87	3					1			1		
		(3)	430	427	4	3				41	41				
		(4)	1,518	1,472	10	45			1						
		(5)	2,007	2,004	10				3	4	4				
	ロ	(1)	2,007	2,004	10				3	4	4				
		(2)	2	2											
		(3)	9	9											
		(4)	20	20											
		(5)	425	422	2	3				2	2				
	ハ	(1)	792	787	9	2			3	4	4				
		(2)	10	4		6									
		(3)	1,733	1,730	14	1			2						
		(4)	98	96	1	1			1						
		(5)	945	926	4	16			3	2	2				
	ニ	691	666	4	25				1				1		
	7		6,314	6,306	39	2	5		1	6	6				
8		216	216	1					2	2					
9	イ	31	31	1											
	ロ	19	18	1	1										
10		193	191		2				2	2					
11		532	434	5	82	9		7	7	7					
12	イ	18,915	17,097	634	399	671		748	7					7	
	ロ	30	6		17			7							
13	イ	992	876	1	110			6							
	ロ	77	28		49				10	10					
14		9,869	7,932	187	1,681	70		186	152	151				1	
15		9,076	8,291	66	756	12		17	21	20				1	
16	イ	13,607	12,135	327	1,388			84	57	53		4			
	ロ	4,118	3,959	105	113	6		40							
16の2		8	8						1	1					
16の3		1	1						1	1					
17		216	191	5	19			6							
18															
19															
20															
合計		121,673	103,101	1,855	16,596	809	1	1,166	425	407		9		9	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	45	38		7			2	73	71	1	2				
	ロ	51	45		6			2	314	311	1	3				
2	イ	1	1					3	1	1						
	ロ	53	51	2	2				112	109	1	2			1	
	ハ															
3	ニ	3	3						5	4					1	
	イ	1	1	1					3	3	2					
4	ロ	3	3						52	48	1	3			1	
	合計	532	486	6	46			7	558	531	6	12			15	
5	イ	117	103	1	14			5	412	406	3	3			3	
	ロ	1,770	384	1	1,385			1	8,260	1,492	6	6,726	26		16	
6	イ	(1)	143	126	2	11		5	1	3	62	61	2	1		
		(2)	113	44		1		1	67	2	25	25				
		(3)	185	169	2	15		1		3	114	113				1
		(4)	14	14							63	58		3		2
	ロ	(1)	1,972	1,932	6	38		1	1	14	55	51	1	4		
		(2)	2	2						4						
		(3)	5	5						1						
		(4)	21	21						1	1					
		(5)	411	405		5			1	1	8	8				
	ハ	(1)	57	53		2			2	1	67	66	1	1		
		(2)									1	1				
		(3)									113	108		4		1
		(4)									5	5				
		(5)	16	15	1	1					25	24		1		
	ニ	11	10							96	93		3			
7	34	30		4					4,428	4,383	9	39	5		1	
8	2	2							98	94		4				
9	イ	4	3		1				12	12	1					
	ロ								12	10	1	1			1	
10	88	80		8					122	115	1	7				
11	6	6							157	116	3	15	14		12	
12	イ	51	49		2			1	7,193	5,774	107	278	400		741	
	ロ	1	1						2	2						
13	イ	6	6						9	9						
	ロ								6	5					1	
14	合計	76	59		17			5	2,868	2,440	39	204	53		171	
	ラック	29	21		8											
15	163	148		15					2,925	2,605	21	273	24		23	
16	イ	1,462	1,243	26	214			5	18	1,656	1,222	25	429		5	
	ロ	95	57	1	38			2	850	594	12	218	10		28	
16の2	7	7							8	6		1			1	
16の3	1	1														
17									13	13	1					
18																
19																
20																
合計	7,522	5,603	49	1,833			8	78	74	30,784	20,990	245	8,237	532	1,025	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用		17条の 2の5 等適用	
1	イ	1	1			21	21					
	ロ	15	15			71	71					
2	イ	1	1									
	ロ	5	5			107	107	5				
	ハ	1	1									
3	イ	7	7									
	ロ	156	152		3	28	28	1				
4		21	20			546	541	1	4	1		
5	イ	34	34	1		242	238	2		4		
	ロ	3,244	3,197		2	2,476	2,466	4	8	2		
6	イ	(1)	2	2			47	47				
		(2)	2	2			2	2	1			
		(3)	3	3			88	85		3		
		(4)	50	50			17	17				
	ロ	(1)	15	15			53	53	1			
		(2)										
		(3)										
		(4)					1	1				
		(5)	4	4			9	9				
	ハ	(1)	15	15			12	12	3			
		(2)										
		(3)	35	35								
		(4)	4	4								
		(5)	4	4								
	ニ		12	12			2	2				
7		19	19			147	144	1	2	1		
8		3	3			30	30					
9	イ	4	4			5	5					
	ロ	34	34			1	1					
10						16	14		2			
11		47	44		3	27	26		1			
12	イ	54	52			2	1,176	1,129	7	18	8	21
	ロ						6	6				
13	イ						1,218	1,206	5	5	1	6
	ロ						26	22			4	
14		17	17				148	146	4	1		1
15		55	55				1,773	1,732	10	38	1	2
16	イ	155	152		1	2	1,694	1,690	19	4		
	ロ	91	90			1	491	483	8	3	2	3
16の2							6	6				
16の3												
17		4	4				3	3				
18												
19												
20												
合計		4,114	4,053	1	9	52	10,506	10,360	72	89	17	40

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常警報設備					屋外消火栓設備						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用 17条の 2の5 等適用			
1	イ	111	106	1	5		6	6				
	ロ	3,090	2,396	9	681	13	3	3				
2	イ	51	38	1	12	1						
	ロ	300	297	1	2	1	2	2				
	ハ	7	7									
	ニ	46	46	2								
3	イ	4	4				2	2				
	ロ	3,676	3,599	20	10	67	1	1				
4		3,226	3,183	9	18	25	47	37		9	1	
5	イ	354	353	2		1	2	2				
	ロ	10,056	5,880	14	4,162	14	38	23	1	15		
6	イ	(1)	107	107				7	5		2	
		(2)	34	34								
		(3)	209	208			1	5	5			
		(4)	877	869		4	4					
	ロ	(1)	287	287				1	1			
		(2)	5	5								
		(3)	3	3								
		(4)	5	5								
		(5)	29	29								
	ハ	(1)	207	204		1	2					
		(2)	1	1								
		(3)	337	333		3	1	1	1			
		(4)	29	28			1					
		(5)	127	123		1	3					
	ニ		272	269		3		1	1			
	7		3,233	3,225	5	5	3	69	57		12	
8		143	142	1		1	2	2				
9	イ	25	25									
	ロ	41	30		10	1						
10		44	44				4	3			1	
11		1,320	1,198	14	75	47	24	23	1	1		
12	イ	563	544	3	3	16	2,312	2,186	38	21	17	88
	ロ	3	3									
13	イ	32	31		1		6	6				
	ロ	1	1				1	1				
14		192	187	1	1	4	995	954	7	17	3	21
15		3,773	3,663	20	84	26	320	283	1	32		5
16	イ	4,419	4,296	38	71	52	43	39		4		
	ロ	1,280	1,242	6	31	7	94	89		2		3
16の2		5	5									
16の3		1	1									
17		17	17				10	9		1		
18												
19												
20												
合計		38,542	33,068	147	5,183	291	3,996	3,741	48	116	20	119

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	誘導灯					非常コンセント設備						
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例	違反		
				32条 適用					17条の 2の5 等適用			
1	イ	134	130	1	4							
	ロ	3,604	3,151	11	448	5						
2	イ	68	66	1		2						
	ロ	446	442	7	1	3	1	1				
	ハ	71	61	2	4	6						
	ニ	215	215	6			2	2				
3	イ	56	49	2		7						
	ロ	7,031	6,928	104	37	66	1	1				
4		10,012	9,883	89	87	42	1	1				
5	イ	1,296	1,295	32	1		129	129				
	ロ	8,702	7,905	12	754	43	3,312	3,310	1	2		
6	イ	(1)	184	183	1		1	9	9			
		(2)	109	109	2							
		(3)	439	438	6	1		9	9			
		(4)	3,404	3,384	23	13	7					
	ロ	(1)	2,019	2,015			4	4	4			
		(2)	2	2								
		(3)	10	10								
		(4)	25	25								
		(5)	424	421	1	1	2					
	ハ	(1)	1,307	1,284	3	14	9	3	3			
		(2)	3	3								
		(3)	1,849	1,829	6	20						
		(4)	358	349		1	8					
		(5)	1,384	1,361	8	15	8					
	ニ	687	683	5	4							
	7		1,624	1,597	35	22	5	24	24			
8		174	173	2	1		1	1				
9	イ	36	36	2								
	ロ	57	57									
10		148	148				7	7				
11		413	382	8	25	6						
12	イ	5,659	5,095	68	203	361	2	2				
	ロ	13	7			6						
13	イ	368	350	2	15	3						
	ロ	15	15									
14		3,895	3,426	40	269	200						
15		9,226	8,783	53	365	78	101	101				
16	イ	17,540	17,169	258	228	143	422	422	1			
	ロ	3,835	3,711	46	84	40	168	168	1			
16の2		8	8				7	6	1			
16の3		1	1									
17		18	17	1	1		1	1				
18												
19												
20												
合計		86,869	83,196	837	2,618	1,055	4,205	4,202	3	3		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備					
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	23	20		3		9	9				
	ロ	570	517		48	5	20	19		1		
2	イ	24	21	1		3						
	ロ	109	107		1	1	14	13	1	1		
	ハ	41	41	1								
	ニ	108	108	3								
3	イ	23	21	1		2						
	ロ	1,299	1,227	51	10	62						
4		410	402	11	5	3	267	247	2	18		2
5	イ	570	556	13	9	5						
	ロ	22,187	21,750	76	412	25						
6	イ	(1)	110	109		1						
		(2)	43	42		1						
		(3)	200	198	2	2						
		(4)	259	257		2						
	ロ	(1)	537	530		6	1					
		(2)										
		(3)	1	1								
		(4)	7	7								
		(5)	31	31								
	ハ	(1)	172	170	4	2						
		(2)	1	1								
		(3)	582	552	1	27	3					
		(4)	24	24								
		(5)	165	162	1	2	1					
	ニ	330	312	1	13	5						
7		2,842	2,826	19	6	10						
8		41	40		1							
9	イ	6	6									
	ロ	5	5	1								
10		2	2				67	62		5		
11		155	154		1							
12	イ	463	457	2	1	5						
	ロ	3	3									
13	イ	5	5				25	21		3		1
	ロ	2	2									
14		176	176	2								
15		2,908	2,889	24	5	14						
16	イ	5,209	5,083	90	64	62	250	241	1	7		2
	ロ	2,363	2,345	18	9	9	17	16		1		
16の2							10	8		2		
16の3												
17		1			1							
18												
19												
20												
合計		42,007	41,159	322	632	216	679	636	4	38		5

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		5	5					
	ロ	2	2				15	15					
2	イ						3	3					
	ロ						24	24	3				
	ハ						2	2					
	ニ						12	12					
3	イ												
	ロ						23	23	1				
4		8	3		5		44	44	1				
5	イ	4	2		2		399	399	1				
	ロ	176	100		76		10,016	10,012	31	3		1	
6	イ	(1)	5	2		3		278	278	1			
		(2)	2	2				3	3				
		(3)	3	1		2		97	97				
		(4)	1	1				11	11				
	ロ	(1)						53	53				
		(2)						3	3				
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)						17	17				
		(2)											
		(3)	2	2				1	1				
		(4)											
		(5)	2	1		1							
	ニ												
	7		53	33		20		310	310				
	8		13	12		1		5	5				
9	イ	1			1		1	1					
	ロ												
10		22	5		14		14	14					
11		7	3		4		10	10					
12	イ	18	13		4	1	148	141		5	1	1	
	ロ	1	1				2	2					
13	イ	3	3				99	99					
	ロ						6	6					
14		6	4		1		104	102	2			2	
15		210	138	1	66	5	1,192	1,191	8			1	
16	イ	55	34		21		2,031	2,029	28	2			
	ロ	17	13		3	1	1,102	1,100	15	1		1	
16の2		2			1		7	6		1			
16の3													
17							2	2					
18							16	16					
19													
20													
合計		614	375	1	226	5	16,055	16,036	91	12	1	6	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1	1				6	6					
	ロ												
2	イ												
	ロ						3	3					
	ハ ニ												
3	イ												
	ロ												
4		6	6	1			84	84					
5	イ	4	3			1	5	5					
	ロ	77	3		52	22	82	81		1			
6	イ	(1)					12	12					
		(2)					1	1					
		(3)						37	37				
		(4)						1	1				
	ロ	(1)						6	6				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)											
		(2)											
		(3)						1	1				
		(4)											
		(5)											
	ニ						1	1					
7						76	64		12				
8						1	1						
9	イ												
	ロ												
10						2	2						
11		5	4		1		4	4					
12	イ	988	979	6		9	1,046	1,034	16	5	3	4	
	ロ												
13	イ	2	2				44	44					
	ロ	12	12				1	1					
14		177	174			3	223	217	1	4	2		
15		182	178		1	3	294	283	2	11			
16	イ	11	9		2		144	143				1	
	ロ	28	26		1	1	52	52					
16の2													
16の3													
17		3	3										
18													
19													
20													
合計		1,496	1,400	7	57	39	2,126	2,083	19	33	5	5	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常電源							
	設置済				既存 不適合	違反		
	専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのう ちいずれかの 設置義務の あるもの	B、C、Dのうち いずれかの 設置義務の あるもの	
1	イ	6	79	3				
	ロ	25	268	24	1		3	
2	イ		1					
	ロ	13	155	4				
	ハ		2					
	ニ		6					
3	イ	2	4	1				
	ロ	20	35	11		3	2	
4		74	917	52		5	16	
5	イ	33	546	52		3	4	
	ロ	4,100	282	210	19	16	45	
6	イ	(1)	15	144	20			2
		(2)	2	22	5			
		(3)	14	252	21			2
		(4)	12	45	4			2
	ロ	(1)	134	779	27		2	3
		(2)		3				
		(3)	1	2	2			
		(4)	4	11	1			
		(5)	30	67		1	1	2
	ハ	(1)	24	81	12		2	
		(2)	7	1				
		(3)	37	33	1			1
		(4)	1	6	1			
		(5)	3	22				1
	ニ	14	65	3			1	
	7		3,201	312	43	1	26	10
8		45	38	13		1		
9	イ	2	12					
	ロ	4	1					
10		132	8	4				
11		63	34	2	1	8		
12	イ	4,565	529	164	72	508	42	
	ロ		6	1				
13	イ	147	52	120		6	6	
	ロ	8	8	7				
14		2,040	164	25	1	55	103	
15		1,709	1,083	492		11	30	
16	イ	578	2,072	269	2	7	12	
	ロ	609	134	64		1	25	
16の2		3	6	1				
16の3			1					
17		12	2	2				
18								
19								
20								
合計		17,689	8,290	1,661	6	186	729	

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

令和3.3.31現在

防火対象物の区分	点検を要する防火対象物						報告済防火対象物					点検指定対象物						
	総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		要点検対象物			報告済対象物				
		特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等		1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等		
1	イ	152	55	1	97	1	98	21	1	77	1	97	1	1	76	1	1	
	ロ	4,144	3,671	24	473	13	2,622	2,236	10	386	9	473	13	24	380	9	10	
2	イ	61	60	6	1		12	12	1			1		6			1	
	ロ	479	216	7	263	6	301	93	2	208	5	263	6	7	208	5	2	
	ハ	68	68	32			37	36	19	1	1			32	1	1	19	
	ニ	218	180	25	38	3	130	101	18	29	2	38	3	25	28	2	18	
3	イ	57	49	5	8	1	23	18	1	5	1	8	1	5	5	1	1	
	ロ	8,523	8,441	332	82	17	3,527	3,438	161	89	10	82	17	332	88	10	161	
4		11,484	9,384	172	2,100	71	6,598	4,930	86	1,668	42	2,100	71	172	1,632	42	86	
5	イ	1,501	835	162	666	83	907	416	98	491	61	666	83	162	490	61	98	
	ロ	98,680	76,554		22,126		58,374	40,755		17,619		22,060			17,453			
6	イ	(1)	228	67	3	161	10	164	32	3	132	5	161	10	3	130	5	3
		(2)	104	50	1	54	7	61	19	1	42	3	54	7	1	41	3	1
		(3)	467	166	11	301	29	366	101	7	265	23	301	29	11	262	23	7
		(4)	3,453	3,261	78	192	12	1,709	1,555	61	154	10	192	12	78	152	10	61
	ロ	(1)	1,996	1,157	41	839	26	1,556	881	29	675	17	839	26	41	655	17	29
		(2)	2			2		2			2		2			2		
		(3)	13	11		2		9	7		2		2			2		
		(4)	27	17	1	10		19	12		7		10		1	7		
		(5)	427	353	24	74	2	295	238	20	57	2	74	2	24	55	2	20
	ハ	(1)	1,331	1,148	28	183	2	917	784	19	133	2	183	2	28	131	2	19
		(2)	6	3		3		3	1		2		3			2		
		(3)	2,196	1,663	17	533	4	1,718	1,270	11	448	4	533	4	17	426	4	11
		(4)	372	364	11	8		175	169	7	6		8		11	6		7
		(5)	1,468	1,405	52	63		860	813	40	47		63		52	46		40
	ニ	752	447	11	305	13	595	355	10	240	11	305	13	11	233	11	10	
	7		7,638	2,980		4,658		6,268	2,265		4,003		4,526			3,876		
	8		317	179		138		259	134		125		132			120		
	9	イ	41	19		22		26	10		16		22			16		
ロ		109	94		15		48	36		12		15			12			
10		259	138		121		224	108		116		121			115			
11		3,636	3,315		321		1,438	1,216		222		318			217			
12	イ	42,183	31,345		10,838		17,936	10,862		7,074		10,541			6,700			
	ロ	17	14		3		6	2		4		3			4			
13	イ	2,184	1,423		761		1,397	635		762		760			743			
	ロ	32	10		22		17	6		11		22			11			
14		23,972	19,590		4,382		10,334	7,249		3,085		4,317			2,913			
15		28,973	22,799		6,174		16,733	12,167		4,566		6,099			4,457			
16	イ	23,751	18,511	493	5,240	149	10,454	7,301	316	3,153	90	5,240	149	493	3,106	90	316	
	ロ	17,203	14,455		2,748		6,382	4,792		1,590		2,735			1,566			
16の2		8	2		6		8	2		6		6			6			
16の3		1			1		1			1		1			1			
17		228	211		17		184	173		11		17			10			
18		16	9		7		6	1		5		7			5			
19																		
20																		
特定防火対象物計		59,306	48,126	1,447	11,180	401	31,057	23,176	852	7,881	263	11,180	401	1,447	7,732	263	852	
非特定防火対象物計		225,447	173,116		52,331		119,606	80,401		39,205		51,673			38,202			
合計		288,777	224,719	1,537	64,058	449	152,799	105,252	921	47,547	299	63,400	449	1,537	46,389	299	921	

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防災物品使用状況

令和3.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数	カーテン等					じゅうたん等				合板				
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明		
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品				
1	イ	149	109	2	36	2	85	3	58	3	23	1	119	6	
	ロ	3,682	2,368	209	763	342	1,265	130	1,872	415	167	26	2,989	500	
2	イ	63	22	7	25	9	21	2	33	7	10		42	11	
	ロ	510	257	25	211	17	196	20	269	25	35	1	436	38	
	ハ	65	44	2	17	2	37	2	24	2	1		63	1	
	ニ	211	94	12	89	16	55	5	134	17	8	1	180	22	
3	イ	72	42	3	22	5	36	4	28	4	1		65	6	
	ロ	6,184	2,643	442	2,346	753	1,095	193	4,109	787	226	35	5,016	907	
4		10,502	4,111	311	4,982	1,098	1,782	219	7,320	1,181	413	34	8,592	1,463	
5	イ	1,338	1,015	126	141	56	867	109	289	73	51	43	1,135	109	
6	イ	(1)	205	138	4	25	38	94	2	68	41	10	2	151	42
		(2)	100	77	3	5	15	41	3	39	17	2		79	19
		(3)	489	362	15	69	43	223	11	203	52	27	1	407	54
		(4)	3,352	2,152	113	588	499	1,060	77	1,706	509	100	17	2,709	526
	ロ	(1)	1,974	1,581	67	154	172	824	36	892	222	80	4	1,638	252
		(2)	4	2		2		1		3				4	
		(3)	7	6	1			3		4				7	
		(4)	20	16	1	2	1	9	1	8	2	3		15	2
		(5)	394	301	16	36	41	144	21	171	58	13		312	69
	ハ	(1)	1,176	856	72	131	117	467	33	508	168	40	2	897	237
		(2)	2	1		1		1		1				2	
		(3)	1,946	1,457	117	222	150	813	86	817	230	108	30	1,582	226
		(4)	277	156	15	53	53	90	15	116	56	12	1	206	58
		(5)	1,110	712	62	195	141	357	46	551	156	45	2	916	147
	ニ		741	583	34	95	29	347	18	336	40	41	9	601	90
	9	イ	41	28	3	7	3	24	2	13	2	2		35	4
	12	ロ	20	9		10	1	8		10	2	2		16	2
	16	イ	22,597	8,392	1,146	10,641	2,418	5,100	552	14,443	2,502	594	46	19,590	2,367
		ロ	556	50	24	322	160	30	18	347	161	7		482	67
	16の2		8	7		1		6		2		5		3	
16の3		1		1					1				1		
高層建築物		2,859	1,082	142	672	963	963	154	821	921	164	11	1,944	740	
合計		60,724	28,673	2,975	21,932	7,144	16,044	1,762	35,196	7,653	2,190	266	50,234	7,965	

第8-10表 建築同意事務処理状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	12,583	1,916	14,499					14,499
増築	755	357	1,112					1,112
改築	12	2	14					14
移転	3		3					3
修繕	4	3	7					7
模様替	1	2	3					3
用途変更	31	55	86					86
その他	140	22	162					162
合計	13,529	2,357	15,886					15,886

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

令和3.3.31現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数			
	第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当		
		複数 権原		複数 権原										
1	イ	77		1		31	1	21		39	1	9		
	ロ	1,131	12	16		656	5	162	4	710	7	45	4	
2	イ	1		5	1									
	ロ	258	5	4		146		25		178	1	10		
	ハ			24	5		16				22			
	ニ	18	1	28	1	15	20	1		15	23			
3	イ	1		4					2					
	ロ	55	24	297	45	38	127		1	139	161		1	
4		920	70	152	8	559	75	111	4	704	85	75		
5	イ	144	17	184		80	74	20	17	96	82	22	15	
6	イ	(1)	71	2	7		28	3	16		33	3	9	
		(2)	4		6		1	3	1	3	3	3		2
		(3)	91	1	25		44	9	24	7	53	11	14	4
		(4)	10		48	3	3	23	3	6	3	32	2	5
	ロ	(1)	20	1	60	1	10	36	4	1	14	40		1
		(2)												
		(3)												
		(4)												
		(5)			21			5		2	5	6		1
	ハ	(1)	31		20		14	15	9	1	17	13	3	1
		(2)												
		(3)	47	2	16		32	8	4	1	35	9	1	1
		(4)			2									
		(5)	7		18		4	7	1	5	7	7		5
ニ	100		16		57	11	24	2	62	11	12	2		
9	イ	21				12				12				
16	イ	1,577	787	501	310	908	258	196	22	6,392	808	1,328	27	
16の2		5	5					2		76		156		
合計		4,589	927	1,455	374	2,638	696	624	78	8,593	1,325	1,686	69	

第8-12表 令和2年度消防設備士試験実施状況

令和3.3.31現在

消防設備士 試験の区分	試験 申請者数 (ア)	試験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格		
			合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (エ)	合格率 (エ)/(ウ)	合格者数 (オ)	最終 合格率 (オ)/(イ)	
甲 種	特類	29	23	6	26.1	-	-	6	26.1
	第1類	376	288	168	58.3	104	61.9	104	36.1
	第2類	95	85	42	49.4	32	76.2	32	37.6
	第3類	108	97	64	66.0	44	68.8	44	45.4
	第4類	655	543	271	49.9	196	72.3	196	36.1
	第5類	88	74	49	66.2	27	55.1	27	36.5
	小計	1,351	1,110	600	54.1	403	67.2	409	36.8
乙 種	第1類	85	70	33	47.1	20	60.6	20	28.6
	第2類	19	17	11	64.7	8	72.7	8	47.1
	第3類	22	21	14	66.7	5	35.7	5	23.8
	第4類	298	247	152	61.5	59	38.8	59	23.9
	第5類	36	32	22	68.8	20	90.9	20	62.5
	第6類	885	748	477	63.8	310	65.0	310	41.4
	第7類	157	143	109	76.2	20	※ 58.8	95	66.4
	小計	1,502	1,278	818	64.0	442	54.0	517	40.5
合計	2,853	2,388	1,418	59.4	845	59.6	926	38.8	

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和2年度)

年度	区分 種別	合計	甲 種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41 5 27	申請者数	172,355	89,338	719	29,036	6,199	6,413	42,486	4,485
	受験者数	148,988	76,038	643	24,187	5,350	5,407	36,561	3,890
	合格者数	57,331	26,635	109	7,256	2,370	1,992	13,842	1,490
	合格率	38.5	35.0	17.0	30.0	44.3	36.8	37.9	38.3
	免状交付数	57,913	26,860	102	7,210	2,357	1,982	13,735	1,474
28	申請者数	4,536	2,298	42	755	180	151	1,019	151
	受験者数	3,556	1,766	36	557	141	118	806	108
	合格者数	1,257	511	2	134	44	55	245	31
	合格率	35.3	28.9	5.6	24.1	31.2	46.6	30.4	28.7
	免状交付数	1,209	494	2	133	44	54	231	30
29	申請者数	4,454	2,238	49	561	174	130	1,175	149
	受験者数	3,613	1,754	47	425	148	109	904	121
	合格者数	1,352	609	15	151	56	33	313	41
	合格率	37.4	34.7	31.9	35.5	37.8	30.3	34.6	33.9
	免状交付数	1,268	588	13	142	57	33	303	40
30	申請者数	3,994	1,972	41	498	166	154	978	135
	受験者数	3,285	1,564	38	375	145	132	769	105
	合格者数	1,259	466	9	109	45	57	204	42
	合格率	38.3	29.8	23.7	29.1	31.0	43.2	26.5	40.0
	免状交付数	1,240	462	9	111	45	53	204	40
元	申請者数	4,289	2,132	51	539	173	147	1,054	168
	受験者数	3,512	1,710	46	419	152	125	837	131
	合格者数	1,316	549	8	129	60	54	257	41
	合格率	37.5	32.1	17.4	30.8	39.5	43.2	30.7	31.3
	免状交付数	1,266	541	8	127	56	54	256	40
2	申請者数	2,853	1,351	29	376	95	108	655	88
	受験者数	2,388	1,110	23	288	85	97	543	74
	合格者数	926	409	6	104	32	44	196	27
	合格率	38.8	36.8	26.1	36.1	37.6	45.4	36.1	36.5
	免状交付数	898	392	6	100	29	42	189	26
累計	申請者数	192,481	99,329	931	31,765	6,987	7,103	47,367	5,176
	受験者数	165,342	83,942	833	26,251	6,021	5,988	40,420	4,429
	合格者数	63,441	29,179	149	7,883	2,607	2,235	15,057	1,672
	合格率	38.4	34.8	17.9	30.0	43.3	37.3	37.3	37.8
	免状交付数	63,794	29,337	140	7,823	2,588	2,218	14,918	1,650

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和2年度)

年度	区分 種別	乙 種								試験日
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
41 5 27	申請者数	83,017	7,527	2,048	2,576	14,021	2,296	37,044	17,505	
	受験者数	72,950	6,667	1,841	2,311	11,910	2,050	32,663	15,508	
	合格者数	31,366	2,087	633	691	4,208	919	13,273	9,555	
	合格率	43.0	31.3	34.4	29.9	35.3	44.8	40.6	61.6	
	免状交付数	31,053	2,073	627	686	4,116	911	13,163	9,477	
28	申請者数	2,238	156	41	47	537	57	1,177	223	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H28.8.28 H28.12.4
	受験者数	1,790	126	33	39	424	44	940	184	
	合格者数	746	47	17	14	126	18	416	108	
	合格率	41.7	37.3	51.5	35.9	29.7	40.9	44.3	58.7	
	免状交付数	715	46	17	12	118	18	401	103	
29	申請者数	2,216	140	32	54	570	59	1,159	202	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H29.8.27 H29.12.3
	受験者数	1,859	118	28	45	473	51	968	176	
	合格者数	743	47	10	11	160	22	377	116	
	合格率	40.0	39.8	35.7	24.4	33.8	43.1	38.9	65.9	
	免状交付数	680	45	10	11	139	16	351	108	
30	申請者数	2,022	146	32	40	467	49	1,058	230	(一財) 消防試験 研究センター に委任 H30.5.20 H30.12.2
	受験者数	1,721	124	26	37	395	41	894	204	
	合格者数	793	40	18	17	122	14	450	132	
	合格率	46.1	32.3	69.2	45.9	30.9	34.1	50.3	64.7	
	免状交付数	778	39	17	17	126	15	435	129	
元	申請者数	2,157	143	27	43	400	54	1,267	223	(一財) 消防試験 研究センター に委任 R1.5.19 R1.12.8
	受験者数	1,802	119	24	40	326	45	1,057	191	
	合格者数	767	48	13	16	136	24	418	112	
	合格率	42.6	40.3	54.2	40.0	41.7	53.3	39.5	58.6	
	免状交付数	725	47	14	15	124	24	393	108	
2	申請者数	1,502	85	19	22	298	36	885	157	(一財) 消防試験 研究センター に委任 R2.11.15
	受験者数	1,278	70	17	21	247	32	748	143	
	合格者数	517	20	8	5	59	20	310	95	
	合格率	40.5	28.6	47.1	23.8	23.9	62.5	41.4	66.4	
	免状交付数	506	21	8	5	60	19	297	96	
累計	申請者数	93,152	8,197	2,199	2,782	16,293	2,551	42,590	18,540	
	受験者数	81,400	7,224	1,969	2,493	13,775	2,263	37,270	16,406	
	合格者数	34,932	2,289	699	754	4,811	1,017	15,244	10,118	
	合格率	42.9	31.7	35.5	30.2	34.9	44.9	40.9	61.7	
	免状交付数	34,457	2,271	693	746	4,683	1,003	15,040	10,021	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区 分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50 5 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～令和2年度

年度	区分	講習実施区分					計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備		
9 5 22	受講申請者数	94	13,914	20,766	13,885		44,742
	受講者数	93	13,631	20,362	13,690		43,926
	欠席者数	1	283	404	195		816
23	受講申請者数	16	890	1,762	1,175		3,843
	受講者数	16	866	1,717	1,165		3,764
	欠席者数	0	24	45	10		79
24	受講申請者数	40	879	1,454	1,141		3,514
	受講者数	38	863	1,429	1,127		3,457
	欠席者数	2	16	25	14		57
25	受講申請者数	39	841	1,310	1,015		3,205
	受講者数	38	831	1,293	1,005		3,167
	欠席者数	1	10	17	10		38
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214		3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201		3,543
	欠席者数	1	13	24	13		51
27	受講申請者数	45	965	1,558	1,099		3,667
	受講者数	43	941	1,524	1,084		3,592
	欠席者数	2	24	34	15		75
28	受講申請者数	27	825	1,654	1,158		3,664
	受講者数	26	810	1,629	1,145		3,610
	欠席者数	1	15	25	13		54
29	受講申請者数	49	863	1,429	1,181		3,522
	受講者数	48	856	1,414	1,161		3,479
	欠席者数	1	7	15	20		43
30	受講申請者数	41	851	1,348	1,060		3,300
	受講者数	40	837	1,318	1,045		3,240
	欠席者数	1	14	30	15		60
元	受講申請者数	49	991	1,480	1,232		3,752
	受講者数	49	974	1,459	1,218		3,700
	欠席者数	0	17	21	14		52
2	受講申請者数	45	894	1,445	1,150		3,534
	受講者数	45	879	1,427	1,136		3,487
	欠席者数	0	15	18	14		47
累 計	受講申請者数	473	22,928	35,543	25,310		80,337
	受講者数	463	22,490	34,885	24,977		78,965
	欠席者数	10	438	658	333		1,372

